

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:環境経済部商工振興課 No.005

処 分 名	勤労者会館の使用料の減免
処 分 の 概 要	基準の要件に該当した場合、勤労者会館の使用の許可を受ける者に対して、使用料を減額し、又は免除することができます。
根拠条例等・条項	春日部市勤労者会館条例（平成17年条例第87号）第13条 春日部市勤労者会館条例施行規則（平成17年規則第21号）第6条
審 査 基 準	◎勤労者会館の使用料の減免は、次の要件に該当することが必要です。 （1）本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除 （2）春日部市立小・中学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除
標準処理期間	1日
設定年月日	平成27年4月1日
申請時期	使用しようとする日の7日前まで
申請方法	勤労者会館窓口への提出
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■春日部市勤労者会館条例

第13条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

■春日部市勤労者会館条例施行規則

第6条 条例第13条の規定による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 本市が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除
- (2) 春日部市立小・中学校の教育課程に基づく教育活動のために使用するとき 免除